

よくある質問（Q & A）

◆入札・参加申込みについて（Q 1～Q 8）

- Q 1. 入札保証金について
- Q 2. 共有名義での参加申込みについて
- Q 3. 郵送での参加申し込みについて
- Q 4. 参加申し込み状況の公表について
- Q 5. 参加申し込み後、入札に参加しない場合について
- Q 6. 入札書や入札保証金提出書の書き損じについて
- Q 7. 委任状について
- Q 8. 入札結果の確認について

◆契約・代金納入について（Q 9～Q13）

- Q 9. 契約締結および売買代金の支払いについて
- Q10. 売買代金以外の必要経費について
- Q11. 売買契約の締結に伴うローンについて
- Q12. 契約保証金払いにおける残金の未払いについて
- Q13. 契約に伴う説明等について

◆物件について（Q14～Q15）

- Q14. 建設可能な建物について
- Q15. 建設に伴う市の対応について

◆その他（Q16）

- Q16. 落札者がいない場合の対象物件の取り扱いについて

Q 1. 入札保証金について

A 1. 入札参加申込みを受け付けた方へ、「納入通知書兼領収証書」を発行します。

本通知書に、申込者自身の入札金額（最低売却価格ではありません。）の 100 分の 5 以上（円未満切上げ）の金額を記入し、入札日までに納付してください。

入札当日に、金融機関の領収印のある「納入通知書兼領収証書」を提出し、納付が確認できた方に限り、入札に参加することが出来ます。

なお、落札しなかった場合の入札保証金については、入札後に返還手続きを行います。返還には 1 か月程度時間を要しますので、予めご了承ください。

Q 2. 共有名義での参加申込みについて

A 2. 本入札は、共有名義での参加申込みはできません。

Q 3. 郵送での参加申し込みについて

A 3. 本入札は、郵送で提出された参加申込書については受付できません。参加申込受付期間内に、市役所第二庁舎 5 階 管財課へ、直接提出してください。

Q 4. 参加申し込み状況の公表について

A 4. 本入札における参加申し込み状況は、一切公表しません。

Q 5. 参加申し込み後、入札に参加しない場合について

A 5. 参加申込み後および入札保証金の納付後に、入札に参加しない場合であっても、ペナルティはありません。ただし、入札に参加し、落札したにもかかわらず、契約締結を辞退した場合は、落札者としての権利が失われ、入札保証金は市に帰属します。また、契約を辞退した日から 2 年間、一般競争入札の参加資格が停止されます。

Q 6. 入札書や入札保証金提出書の書き損じについて

A 6. 修正箇所（訂正、削除、挿入等）に訂正印（入札者実印）が必要です。訂正印が無い場合や記載事項が判読できない場合、当該書類は無効になります。

なお、入札会場内での入札書等の書き換え、引き換え、撤回等は一切出来ませんので、予めご了承ください。

Q 7. 委任状について

A 7. 入札に申し込む本人以外が入札に参加する場合にのみ、委任状を提出してください。入札会場に入室できるのは、参加申込者本人または委任状の提出のあった代理人のみです。

なお、入札者が法人名義であって、当該法人の社員が入札を行う場合も、参加申込時に委任状を提出してください。

Q 8. 入札結果の確認について

A 8. 落札者との契約締結後、春日部市ホームページ及び春日部市市政情報室、庄和総合支所市政情報室にて、入札結果を公表します。

なお、入札日から結果公表までには期間を要しますので、予めご了承ください。

Q 9. 契約締結および売買代金の支払いについて

A 9. 契約締結に伴う売買代金の支払い方法は、以下の2通りです。いずれかの方法で売買代金を納付してください。なお、売買代金の分割納付はできません。また、いずれの場合も、入札保証金を充当することが出来ます。

①一括払い方式

売買契約と同日に、売買代金を一括で支払う方法です。

②契約保証金払い方式

売買契約と同日に、契約保証金（売買代金の100分の10以上）を支払い、その後残金を支払う方法です。残金の支払いは、契約締結日から20日以内に納付してください。

詳細は、入札案内書7頁「第15 売買代金の支払方法」をご確認ください。

Q10. 売買代金以外の必要経費について

A10. 契約締結時、収入印紙（契約書添付用、所有権移転登記に伴う登録免許税分）が必要です。また、後日不動産取得税等が必要になります。

Q11. 売買契約の締結に伴うローンについて

A11. 本売買契約において、ローン特約等の条項は設けません。必要に応じて、申込者自身で金融機関等と協議し、スケジュールにあわせてローンを組んでください。

Q12. 契約保証金払いにおける残金の未払いについて

A12. 売買契約締結時、契約保証金の納付後20日以内に残金を支払わなかった場合、当該契約は解除され、契約保証金は市に帰属します。また、契約が解除された日から2年間、一般競争入札への参加資格が停止されます。

Q13. 契約に伴う説明等について

A13. 本売買契約に関する説明会等は実施しません。入札案内書16頁から30頁「土地売買契約書（案）」および、本物件の現況に基づき、契約を締結します。

Q14. 建設可能な建物について

A14. 本物件における建設可能な建物は、「戸建専用住宅」に限定します。詳細は、入札案内書8頁「第17 売却に係る条件」をご確認ください。

Q15. 建設に伴う市の対応について

A15. 売買契約締結後の解体、造成等に伴う対応は、全て契約者において対応してください。これに関して第三者からの苦情等が発生した場合も、市では一切対応しませんので、契約者において対応してください。

Q16. 落札者がいない場合の対象物件の取り扱いについて

A16. 各種入札条件を見直しの上、再度入札を行う予定です。再度入札等の詳細については、決定次第、春日部市ホームページ及び現地看板等でお知らせします。